

浜松市条例第7号

浜松市災害救助基金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき設置する浜松市災害救助基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、法第23条の規定に基づき予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金は、法第26条に定めるところにより管理しなければならない。

(基金への繰入れ)

第4条 基金の運用から生じる収益及び法第25条に規定する超過額は、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、法第29条の規定によるもののほか、次に掲げる費用に充てるときに限り処分することができる。

- (1) 法第21条第1項に規定する費用
- (2) 法第27条の規定による基金の管理に要する費用

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から法第2条の2第1項の規定により本市が救助実施市に指定される日の前日までの間におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1条	基づき	準じて災害救助に資するため
第2条	法第23条の規定に基づき予算	予算
第3条	より	準じて
第4条	収益及び法第25条に規定する超過額	収益

第6条	法第29条の規定によるもののほか、次に掲げる費用	災害救助に要する経費
-----	--------------------------	------------

(あらまし)

この条例は、災害救助法第22条の規定に基づき設置する浜松市災害救助基金について必要な事項を定めるものです。